



緑豊かな北大阪都市みのお

箕面市

事務連絡

令和元年(2019年)9月5日

給水装置工事申込者様
指定給水装置工事事業者様

箕面市公営企業管理者
栢本貴男



消費税率の改定に伴う給水装置工事申込に係る納付金の金額について（お知らせ）

平素は、本市上下水道事業諸般にわたり格別のご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の改定に伴い、令和元年（2019年）10月1日以降の申込みより、納付金の金額が変更となります。

なお、手数料は非課税のため金額の変更はありません。

消費税率の改定に伴う給水装置工事申込みに係る納付金の金額は次のとおりです。

納付金（給水条例第20条の3による）

基準口径	納付金(円) (税抜き)	納付金(円) (税込み・現行)	納付金(円) (税込み・改定後)
13mm	80,000	86,400	88,000
20mm	170,000	183,600	187,000
25mm	310,000	334,800	341,000
30mm	480,000	518,400	528,000
40mm	950,000	1,026,000	1,045,000
50mm	1,670,000	1,803,600	1,837,000
75mm	4,520,000	4,881,600	4,972,000
100mm	9,280,000	10,022,400	10,208,000
150mm	25,640,000	27,691,200	28,204,000
200mm以上	管理者が別に定める	管理者が別に定める	管理者が別に定める